

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 180

2020年4月号

2020年3月25日発行

- 02 太田 孝昭が語る春夏秋冬
「普段どおりに」
- 03 OAGコンサルティングが研修合宿を行いました
認知症700万人時代の相続対策について監修した書籍が発刊されました
- 04 地方公会計(財務書類・固定資産台帳)は作成から活用の段階へ!
地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)の論点
OAG税理士法人 公会計部 坂邊 淳也
- 06 『Q&A 令和2年度税制改正の留意点』と『相続のいろは』をプレゼントします
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





普段どおりに

OAGグループ代表
太田 孝昭

コロナウイルスは中国武漢に端を発し、世界に拡散しました。初めは、世界は高を括っていたと思います。しかし、コロナウイルスは我が国の経済だけではなく、世界経済を直撃しております。多くのイベントが中止になり、飲食店の売り上げは70%減、ホテルは80%減、各国の往来は制限され、地域は地域で移動の自粛が求められています。

このままの状況が続くと、リーマンショックを超えて、(1929年のような)世界恐慌に陥る恐れまであるともいわれています。実際に、世界中のサプライチェーンが壊れ、我が国においても、部品や機材が入手できなくなり、99%完成しているマンションが引き渡せないとか、日産の九州工場は一時閉鎖するとか、さまざまな経済的問題が出てきています。

皆様の会社は、どうしていますか。商談は延期になり、接待は自粛ないし繰り延べ。研修は中止。出張までも自主規制ですか？

コロナウイルス対策としては正しいと思いますが、コロナだけがリスクではありません。もう一つのリスク(経済活動への影響)も大きなリスクです。

政府は、いろいろな経済対策を打とうとしています。政府のすべきことは政府に任せ、我々は何をすべきなのでしょう。

業種や業態によってコロナの影響度はさまざまですが、取るべき手段の一つは、政策融資の徹底的な活用です。納税猶予も躊躇なく利用すべきです。

その上で提案なんです、商談を止めるとか、交際を止めるとか、そうしたことは無しにしませんか。普段どおりに活動しませんか。

普段どおりといっても、普段どおりにはいかないかもしれませんが、気を引き締めて、あとは普段どおりに過ごしましょう。

OAGコンサルティングが研修合宿を行いました

OAGコンサルティングが、御殿場で研修合宿を行いました。経営理念と行動指針への理解を深めることを目指して、初日は各マネージャーが今後の方針を発表しました。2日目はグループディスカッションと発表を通じて2019年度の課題を再確認し、20年度の目標を共有することができました。



OAGコンサルティング代表取締役社長の田中繁明が講評しました

研修のもう一つの大きな狙いは、部門の垣根を越えた有機的連携の醸成です。研修の合間にドッジボール大会や懇親会なども企画して、大いに親交を深めました。

参加メンバーからは「研修では全員の目標を共有することで全体の士気が上がり、ドッジボールではチームワークを発揮することができました」「19年度を振り返るとともに、20年度の各人の目標を全員が理解することで、気持ちを新たにすることができました」という声が上がりました。研修の成果を

実感しています。今後も社員一丸となって皆様の課題解決に邁進してまいりますので、ご期待ください。



認知症700万人時代の相続対策について監修した書籍が発刊されました

内閣府が発表した『平成28年版高齢社会白書』によると、急速な高齢化によって2025年には認知症患者数が700万人に達し、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると予想されています。認知症の大きな問題は日常生活が不自由になるだけでなく、さまざまな法律行為ができなくなることです。そのため、相続では5人に1人＝20%の手続きが滞ることになりかねません。特に、アパート・マンション経営をされている方や個人事業主、中小企業経営者の方は、取引先との深刻なトラブルに発展することも懸念されます。

誰もが認知症になる可能性がある以上、認知症になっても大丈夫のように相続の事前準備をすることが極めて重要です。そこでこの度、弊社資産トータルサービス部部長の奥田周年が監修のご依頼を受けた解説書『親が認知症と思ったら できる できない 相続』が発刊されました。漫画とイラストで分かりやすく説明しておりますので、相続トラブルを防ぐ基礎知識としてお役立てください。



『親が認知症と思ったら
できる できない 相続』

- ビジネス教育出版社／刊
- 奥田周年／監修
- 1,600円(税別)

◆ 目次 ◆

- 【プロローグ1】 あなたの家族は大丈夫？ 認知症の前兆はもう始まっているかも
- 【プロローグ2】 認知症の被相続人・相続人がいるとどうなる
認知症とアパート経営／認知症と遺言書／認知症とリゾート会員権／
認知症と相続税／認知症と自宅の売却／認知症と休眠口座
- 【第1部】 認知症700万人時代の相続の基本と対応策
 - ◇ 認知症の相続人がいるとぐ～んと上がる相続のハードル
 - ◇ 認知症の相続人がいるとできない手続き・できる手続き
 - ◇ 認知症になったら利用を考える「成年後見制度」
 - ◇ 認知症700万人時代の相続対応策・家族信託とは
 - ◇ 明日は我が身 認知症に備える「終活3点セット」
- 【第2部】 これだけある！金融機関によるサポート
 - ◇ 高齢者への金融サポート
 - ◇ 自身の生活のための財産管理
 - ◇ 家族や社会のための財産管理
 - ◇ 認知症になってしまってから活用できる金融商品・サービス
 - ◇ さまざまなサービスを組み合わせた金融商品
- 【コラム】 本人が元気なうちにやっておきたい対策5か条
遺言書があればできる・できない手続き
- 【付 録】 全国家庭裁判所一覧／各種名義変更手続き一覧表

地方公会計(財務書類・固定資産台帳)は作成から活用の段階へ!

地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)の論点

OAG税理士法人 公会計部 坂邊 淳也

地方財政においては、平成26年(2014年)4月に固定資産台帳の整備および発生主義・複式簿記の導入を前提として客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」が示され、既にほとんどの地方公共団体が当該基準による財務書類を作成しています。今後はこの財務書類の有効活用が重要になりますが、ここでは令和元年度に開催された総務省の「地方公会計の推進に関する研究会」における議題のうち、「固定資産台帳の活用」と「財務書類を活用したセグメント分析の推進」について解説します。

「公共施設等総合管理計画」および「個別施設計画」への固定資産台帳の活用

統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としており、減価償却をはじめとする資産の情報を網羅的に把握することが可能となるため、公共施設マネジメント等への活用が期待されています。現在、概ね全ての地方公共団体において、公共施設等の全体を把握し、総合的かつ計画的に管理を行うための中期的な取り組みの方向性を明らかにする「公共施設等総合管理計画」が策定済となっています。今後は、具体的な取り組みの実行と総合管理計画の不断の見直し・充実を図る必要があり、令和2年度までに総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を定める必要があります。

このような「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」の策定・見直しで想定される活用例としては、以下のものが挙げられます。

- 固定資産台帳の情報に基づく公共施設等の更新費用の推計
- 有形固定資産減価償却率等に基づく対策の優先順位の検討
- 施設別コスト等の分析に基づく再配置・統廃合等の検討等

「地方公会計の推進に関する研究会(令和元年度)」では、ある市町村の事例を紹介しており、例えば次のような工夫が見られます。

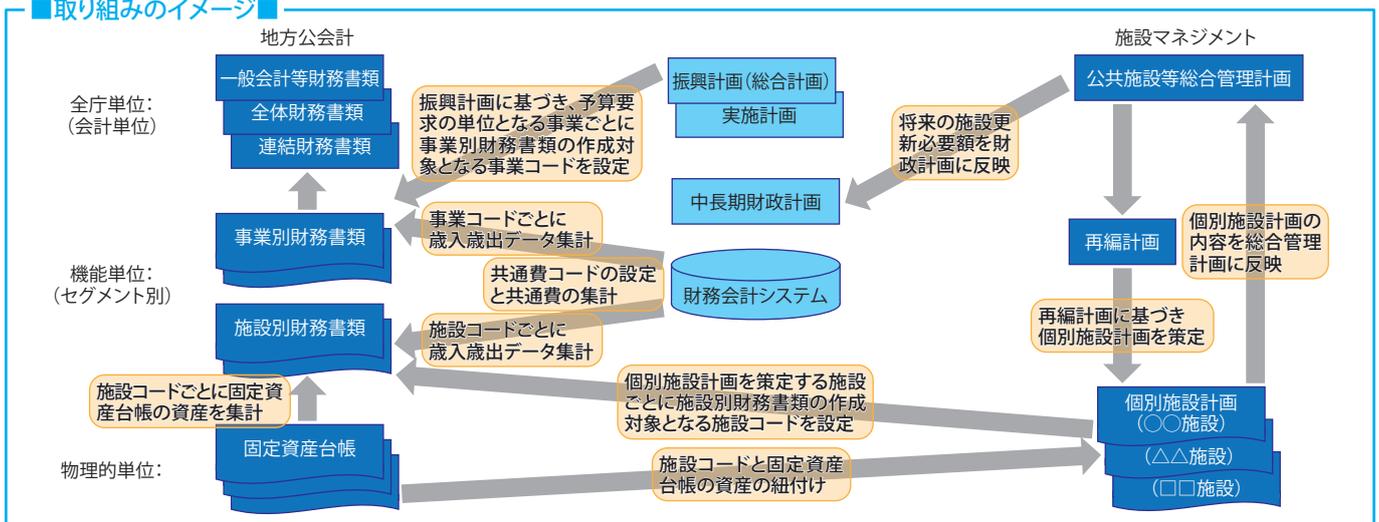
- ① 施設コードを使用し、固定資産台帳と公共施設等総合管理計画に記載されている公共施設を紐づけている
- ② 固定資産台帳を含む会計情報を活用した個別施設計画を策定することとしている
- ③ 事業別財務書類(施設情報を含む)を行政評価に導入し、予算編成に活用することとしている

【地方公会計と施設マネジメントの一体的推進の事例】

■ 取り組みの目的・背景 ■

公会計と施設マネジメントを一体的に推進することで、会計情報の施設マネジメントへの活用を図るとともに、職員の負荷軽減等、効率的な施設マネジメントにつなげる。

■ 取り組みのイメージ ■



■ 取り組みの効果 ■

- ・ 公会計情報を活用した予算編成により、予算の「見える化」が図れる
- ・ 振興計画、実施計画に記載した事業への行政評価により、計画の着実な実施が図れる
- ・ 固定資産台帳の精緻化、固定資産台帳更新の簡易化が図れる

〈「資産・債務改革のフォローアップ及び固定資産台帳の資産管理への活用」(令和元年12月13日・総務省自治財政局財務調査課)から抜粋・改変〉

このほか、研究会では未利用資産の有効活用に向けた固定資産台帳の活用事例等を研究しています。固定資産台帳を「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に活用している地方公共団体はまだ少数と思われるますが、今後全国的な取り組みが期待されます。

財務書類を活用したセグメント分析の推進

セグメント分析は、財務書類等の情報を基に施設・事業等のより細かい単位(セグメント)で財務書類を作成し、施設・事業等の単位でコスト等の分析を行うものです。施設別・事業別等のセグメント情報は、同種のセグメント間での比較等により、財務活動上の課題や成果をより明確化でき、資産管理、予算編成、行政評価等の財政マネジメント上、有用な分析となり得ることが期待されています。

平成30年度(2018年度)に総務省で開催された「地方公会計の推進に関する研究会」では、5つの地方公共団体が施設別のセグメント分析を実施し、作成に当たって必要となる情報や課題の整理を行っています。今回の研究会では、事業別のセグメント別財務書類を作成する地方公共団体を公募し、選定された7つの市や町で事業別の財務書類の作成・分析を実施したところです。対象とされた事業は、廃棄物収集処理事業(3団体)、観光事業(1団体)、債権徴収業務(1団体)、健診事業(1団体)、小・中学校給食事業(1団体)となっています。

なお、セグメント分析の実施にあたっては、共通費の取り扱いや人件費の配賦(割り当て)をどうするかなど、下図にある要素を考慮しなければならず、実施するセグメント分析の目的や実情に沿った方針を定めていく必要があります。

【事業別セグメント分析に関する大まかな流れ・考慮要素】

①元データの抽出

- 仕訳帳から作成対象とするセグメントに関する支出が含まれる伝票を抽出
- 固定資産台帳から作成対象とするセグメントに関する施設の情報抽出

②直課・配賦の実施

	簡素	精緻
共通資産の取扱い	配賦しない	予算計上している部署に直課 事業・施設毎に按分
共通費の配賦基準	配賦しない	予算計上している部署に直課 各部局の管理部門の管理事業に一括計上 各課・事業毎に配賦(執行実績) 取引内容に応じた係数で按分(個別配賦)
人件費の配賦基準	平均給与額×職員数	職階別平均給与額×職員数 会計別平均給与額×職員数 ※超勤手当の追加(超勤実績×平均単価等) 現況調査等による実従事時間により、実際の発生額を按分
退職手当引当金・繰入額の配賦基準 賞与手当引当金・繰入額の配賦基準		人件費と同様の基準で配賦
地方債の配賦基準	配賦しない (臨財債:配賦しない)	「起債台帳」に基づき充当額に応じて配賦 (臨財債:財政課等の管理部門に直課) (臨財債:按分基準を整備して配賦)

③作成する書類の種類

行政コスト計算書(PL)

貸借対照表(BS)

資金収支計算書(CF)

純資産変動計算書(NW)

〈「事業別セグメント分析について」(令和元年10月3日・総務省自治財政局財務調査課)から抜粋・改変〉

特にセグメント分析が有効な分野としては、減価償却費や各種引当金を含んだフルコスト分析を行うことで従来の現金主義・単式簿記とは異なった状況を発見できる可能性がある次のような分野が考えられます。

- ① 直営・委託の業務形態の分析
- ② 受益者負担(手数料・使用料など)の検討
- ③ 新財源(目的税など)の検討
- ④ 施設の建設(ごみ焼却場など)の検討
- ⑤ 広域化(ごみ処理事業など)のメリットの分析
- ⑥ 業務改善(債権徴収など)の検討

また、地方公共団体内での経年比較や他団体との比較も有用です。他団体との比較によってコストが高い部分の発見など、気付きを得られるので、他団体との比較は重要です。ただし、他の団体との比較分析を行う場合には、できるだけ人口規模や地理的条件などで類似した団体を対象とすることが望まれます。

《地方公会計の活用と作成、公営企業会計の適用と対策はOAGにおまかせください》

公会計の分野では、各自治体で作成が必要な財務書類の作成から分析・利活用まで支援します。公営企業会計の分野では、予算書・決算書および消費税申告書の作成、公営企業会計への移行事務、経営戦略策定なども支援します。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 公会計部

☎ 03-3237-7503

『Q&A令和2年度税制改正の留意点』と『相続のいろは』をプレゼントします

毎年ご好評を頂いている『Q&A 税制改正の留意点』の令和2年度(2020年度)版と、相続税法の大改正で改めて注目される相続手続きを図解したOAGオリジナル冊子『相続のいろは』を、それぞれ先着5名様にプレゼント致します。

令和2年度の税制改正では、連結納税制度の改正や大企業の内部留保の活用を促すオープンイノベーション税制の創設などが行われ、経営戦略の再検討も必要になっています。また、相続では申告・納税のタイムリミットが次々にやってきますので、正しい理解が不可欠です。そのための基礎知識を学ぶ分かりやすい参考資料として、お役立てください。

プレゼントをご希望の方は、下記のご応募要領に基づいて、ぜひご応募ください。



『Q&A令和2年度税制改正の留意点』

■ 目 次 ■

<p>【Ⅰ 法人税制】</p> <p>Q1 オープンイノベーションに係る措置の創設</p> <p>Q2 5G導入促進税制の創設</p> <p>Q3 連結納税制度の見直しを踏まえた単体納税制度の改正</p> <p>Q4 消費税に関する改正</p> <p>Q5 その他の改正</p> <p>【Ⅱ グループ通算制度(連結納税制度)】</p> <p>Q6 連結納税制度の見直し</p>	<p>Q7 グループ通算制度における課税所得金額の計算方法</p> <p>Q8 開始・加入・離脱時の取扱い</p> <p>【Ⅲ 国際課税】</p> <p>Q9 子会社の配当と譲渡を組み合わせた租税回避への対応</p> <p>Q10 その他の改正</p> <p>【Ⅳ 所得税制】</p> <p>Q11 NISA制度の見直し</p> <p>Q12 未婚のひとり親に対する税制上の措置・寡婦(寡夫)控除の見直し</p>	<p>Q13 国外中古物件の不動産所得に係る損益通算の特例の創設</p> <p>Q14 その他の改正</p> <p>【Ⅴ その他の改正】</p> <p>Q15 電子帳簿保存制度の見直し</p> <p>Q16 国外財産調書の見直し・国外取引に関する整備</p> <p>Q17 その他の改正</p>
--	--	---



『相続のいろは』

- 相続手続きの流れ
- 亡くなられてから5日以内に済ませておきたい手続き
- 相続放棄は3ヶ月以内に手続きを完了させる
- 準確定申告は4ヶ月以内に手続きを完了させる
- 相続人全員で話し合い遺産分割協議書を作成する
- 分割協議にもとづきすみやかに相続手続きをおこなう
- 相続税の申告・納税は10ヶ月以内に完了させる
- 未分割の場合は申告期限から3年以内に分割協議を成立させる
- 【付録】相続税の計算をする際に知っておきたい3つのこと
- よくあるご質問



- メールに以下の内容をご記入ください。
- ※一通のメールで両方のプレゼントにはご応募できません。両方のプレゼントにご応募される方は、お手数ですが別々にご応募ください。

- ▶ タイトル: ご希望のテキスト(税制改正の留意点)または冊子(相続のいろは)のタイトル
- ▶ 文 面: ① 会社名(ふりがな)
- ② お名前(ふりがな)
- ③ お届け先の郵便番号・ご住所
- ④ 本誌・弊社へのご意見・ご要望(任意)

- 宛 先: ☒ info_tax@oag.ne.jp

※頂いた個人情報本書の発送以外に使わず、発送後破棄致します。
 ※当選者の発表は本書の発送をもって代えさせていただきます。

《ご応募要領》

私の Off-Time

「本屋めぐり」

(株)OAGコンサルティング FOODOAG事業部 齋藤 朱里

皆さんは、月にどのくらい本屋に行かれるでしょうか。電子書籍やアマゾンが定着してきて、読書が趣味という方でも、最近は紙の本は買わずに電子書籍で読んでいる方やリアル書店には行かずにネットで購入する方も多いと思います。

私は紙の本が好きで、本屋の落ち着いた空間にもひかれて、週に一度は本屋に立ち寄っています。学生の頃は時間があつたので、週に2、3回のペースで本屋に通っていました。

今、本屋に足を向けるのは、金曜日の仕事明けが多いです。「今週も頑張ったなあ」と一週間の終わりを噛み締めながら、目についた本のページをめくっていると、張りつめていた気持ちがだんだんと落ち着いていきます。いつの間にか肩の力も抜けて、気が付いたら本屋がオンとオフを切り替える大切な場所になっていました。ただ、いつも目当て以上の本を買ってしまうので、家の中は未読本で溢れていますが(笑)。

本を買うことよりも本屋の空気を楽しむことを目的に、本屋に足を伸ばすこともあります。最近はおしゃれな本屋があちこちに出来ていて、カフェなどを併設しているところも増えています。本を買わなくても十分に楽しめますから、私のような本屋好きには堪りません。

例えば、蔦屋書店のGINZA SIX店や代官山店などは展示方法にも工夫を凝らしているので、眺めているだけでも目の保養になります。渋谷スクランブルスクエアにあるTSUTAYA BOOKSTOREや六本木で注目を集めている有料図書館の「文喫」などの話題のスポットにも行ってみたいと思っています。

最近本屋に行っていないなという方は、ぜひ街角の本屋を覗いてみてはいかがでしょうか。きっと、リフレッシュできます!



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



鶴の舞橋



立佞武多



ストーブ電車

Photo by Yasuyoshi Wada

津軽の旅も3日目の最終日になりました。弘前から北上して、まずは「鶴の舞橋」を訪ねました。早朝だったので誰もいない橋を独り悠々と渡り、振り返ると岩木山を背景に鶴が空に舞うような木造橋を望めました。津軽出身の友人が必見だと言っていた五所川原の立佞武多(たちねぶた)の館に寄ると、高さが23メートルもある本物の大型立佞武多が格納されていて、祭りの様子を映し出すビデオからも津軽の人々のお祭りに対する熱気が伝わってきました。五所川原にはストーブ電車で有名な津軽鉄道の津軽五所川原駅があり、沿線の芦野公園駅近くでその雄姿を撮りました。津軽といえば太宰治の生家の斜陽館が有名ですが、明治40年に大地主の太宰の父親が建てた豪華な建物で、いわば富豪の見栄が、太宰の人生に少なからず影響を与えたような気がしました。斜陽館からシジミで有名な十三湖を通り、津軽半島の北端の竜飛岬までいっきに北上しました。豪雪地帯にもかかわらず雪が強風で吹き飛ばされて積もらないと聞きましたが、まだ初秋なのに日本海から吹き付けつる冷たい風になるほどと実感しました。日本海の怒涛と強風の山岳地帯を乗り越えて辿り着いた竜飛岬灯台は『津軽海峡冬景色』が歌謡碑から流れていました。津軽海峡を一望すると、1979年に青函連絡船に乗って北海道へ旅をしたことを思い出しました。連絡船は廃止されましたから、今となれば貴重な旅でした。灯台下にある青函トンネル記念館を見学して、最終便に乗るべく青森空港へと向かいました。昼食抜きでドライブしてきたので、空港で食べた津軽名物のシジミラーメンが旅の疲れを吹き飛ばしてくれました。(走行距離:470キロ、歩いた歩数:56,000歩、2泊3日の津軽地方の旅でした)

<編集後記>

今年は2月から春を思わせるような日々が続いて、桜前線の北上が早まりそうです。桜の名所は全国にたくさんありますが、奈良に住んでいる私としては、吉野山の桜を一番に挙げたいと思います。太閤秀吉が花見の宴を開いたことでも有名ですが、ここの桜はヤマザクラで、ソメイヨシノとは別物です。「一目に千本見える豪華さ」ということから「一目千本」といわれ、山の下から順に、下千本、中千本、上千本、奥千本と続いています。満開になると、山が桜か、桜が山かと思まごうほどで、その中を登っていくと、現実世界からふっと遊離したような不思議な感覚に襲われたことを今でも覚えています。今年は新型コロナの影響で花見も自粛を求められていますが、桜を愛でて楽しむ時間は、大切にしたいものです。(み)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報